

第1

令和5年1月26日 招集

定例教育委員会提出議案

唐津市教育委員会

## 目 次

### 1 議案

議案第1号	菴木小学校用地の一部管理替について	… 1
議案第2号	学校給食費の改定及び調整について	… 7
議案第3号	唐津市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則制定 について	… 11
議案第4号	唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則制定につい て	… 17
議案第5号	唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の 一部を改正する規則制定について	… 25
議案第6号	唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の施行期 日を定める規則制定について	… 31
議案第7号	唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改 正する規程制定について	… 35

### 2 協議事項

(1)	令和5年度唐津市教育の基本方針の策定について（教育企画課）	… 55
(2)	新学校給食センターの名称について（学校給食課）	… 77

### 3 報告事項

(1)	教育長報告	
(2)	各課報告事項	
①	12月市議会定例会の報告について（教育総務課）	… 79
②	令和4年度卒業式及び令和5年度入学式日程について（学校教育課）	… 81
③	第16回K i n t o市民美術祭「第31回唐松・伊万里地区高等学校合 同美術作品展」について（近代図書館）	… 82
④	第16回K i n t o市民美術祭「第14回佐賀県特別支援学校高等部 ふれあい美術作品展」について（近代図書館）	… 82
⑤	共催及び後援について（教育総務課）	… 83
⑥	教育委員会行事予定（教育総務課）	… 84
(3)	その他	

#### 4 その他

次回の定例教育委員会の日程について（案）

日 時 令和5年2月22日（水）15時00分

会 場 唐津市役所 4階 大会議室

## 議案第1号

簗木小学校用地の一部管理替について

簗木小学校用地の一部について、財務部公共施設再編・資産活用課へ管理替するものとする。

令和5年1月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 簗木小学校用地の一部について譲渡申請があったことに対し、当該土地を用途廃止し、財務部公共施設再編・資産活用課へ管理替するもの。

## 簀木小学校用地の一部管理替について

### 1 概要

令和4年9月、唐津市簀木町簀木305在住の秀島圭子氏から財務部公共施設再編・資産活用課あてに、簀木小学校用地の一部を自宅の増築計画に伴い一体的に利用することを目的に譲渡申請書が提出された。

当該土地は、学校敷地内通路（道路）と個人所有地との間の土地であり、学校運営に支障がないと判断できることから用途廃止し、公共施設再編・資産活用課に管理替するもの。

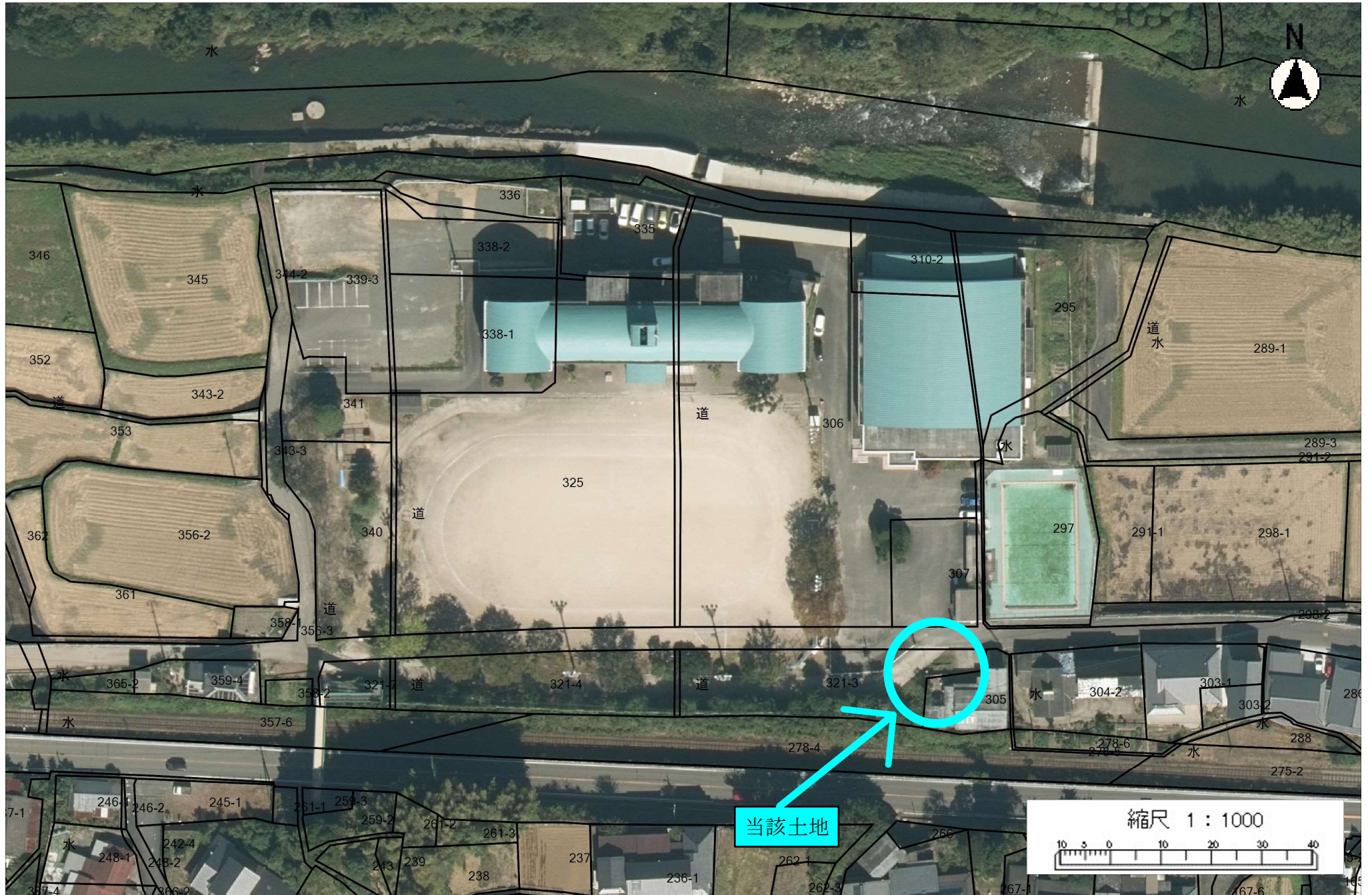
### 2 移管する土地

簀木小学校用地の一部 74 m<sup>2</sup>

所在地	地目	台帳面積	移管面積	備考
唐津市簀木町簀木字平畑321番3	学校用地	746 m <sup>2</sup>	74 m <sup>2</sup>	財務部公共施設再編・資産活用課に移管

### 3 今後の手続きについて

登記事務は財務部公共施設再編・資産活用課で行い、登記完了後、教育総務課において唐津市公有財産規則第7条及び第9条に基づく手続きを行う。



## 議案第2号

学校給食費の改定及び調整について  
学校給食費を別紙のように改定及び調整するもの。

令和5年1月26日 提出

唐津市教育委員会


教育長 栗原 宣 康

提案理由 令和4年12月26日に開催された、唐津市学校給食運営委員会において、令和5年度からの学校給食費改定について、給食費の改定は必要であるとの答申を受け改定するもの。

また、令和5年9月より稼働予定の西部学校給食センター（仮称）の給食費について、東部学校給食センターの給食費と同額とすることは適正であるという答申を受け、同給食センターの給食費を同額で調整するもの。

令和4年12月26日

唐津市教育委員会  
教育長 栗原宣康様

唐津市学校給食運営委員会  
会長 小浜義博 

学校給食費の改定及び調整について（答申）

令和4年12月22日付唐教給第449号で諮問された標記事項について慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

< 答申内容 >

令和5年度からの学校給食費改定について、給食費の改定は必要であるとの結論に達した。

また、令和5年9月より稼働予定の西部学校給食センター（仮称）の給食費について、東部学校給食センターの給食費と同額とすることは適正であるという結論に達した。



学校給食費の改定及び調整について

(答申)

令和4年12月

唐津市学校給食運営委員会

令和5年度学校給食費一覧

	R4年度 月 額	R5年4月～7月 月 額	R5年8月～2月 月 額	備 考
東唐津小	4,500 円	4,500	4,500	据え置き
外町小	4,300 円	4,300	4,500	西部給食センター時に改定
長松小	4,400 円	4,400	4,500	西部給食センター時に改定
西唐津小	4,300 円	4,300	4,500	西部給食センター時に改定
高島小	4,550 円	4,550	4,550	据え置き
湊小	4,500 円	4,500	4,500	据え置き
成和小	4,500 円	4,500	4,500	据え置き
加唐小	4,300 円	4,500	4,500	月額200円増
馬渡小	4,600 円	4,800	4,800	月額200円増
小川小	4,750 円	4,750	4,750	据え置き
一中・五中(選択式)	270 円	295		1食25円増
鏡中	5,600 円	5,250	5,250	年額1,750円
湊中	5,300 円	5,300	5,250	西部給食センター時に改定
西唐津中	5,200 円	5,400	5,400	年額2,850円増 5,400円×10か月+5,850円×1か月
馬渡中	4,900 円	5,150	5,150	月額250円増
加唐中	5,100 円	5,300	5,300	月額200円増
小川中	5,450 円	5,450	5,450	据え置き
東部給食センター (小)	4,300 円	4,500	4,500	月額200円増
〃 (中)	5,000 円	5,250	5,250	月額250円増
肥前給食センター (小)	4,400 円	4,500	4,500	月額100円増
〃 (中)	5,200 円	5,250	5,250	月額50円増
鎮西給食センター (小)	4,300 円	4,500	4,500	月額200円増
呼子給食センター (小)	4,400 円	4,500	4,500	月額100円増
〃 (中)	5,200 円	5,250	5,250	月額50円増
西部給食センター (小)			4,500	月額4,500円×11か月/年額49,500円
〃 (中)			5,250	月額5,250円×11か月/年額57,750円

### 議案第3号

唐津市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則制定について

唐津市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則を別紙のように制定するものとする。

令和5年1月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則制定に伴い規則を廃止するもの。

# 規 則 案 の 概 要

## 1 規則案の題名

唐津市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則

## 2 廃止理由

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則制定に伴い規則を廃止するもの。

## 3 廃止する規則

唐津市立学校体育施設の開放に関する規則

## 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する規則を廃止する規則

唐津市立学校体育施設の開放に関する規則（平成17年教育委員会規則第70号）  
を廃止する。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## ○唐津市立学校体育施設の開放に関する規則

平成17年1月1日  
教育委員会規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、唐津市における社会体育の普及及び安全な遊び場の確保のために、市内の小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること(以下「学校体育施設の開放」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18教委規則36・一部改正)

(教育委員会及び校長の責任)

第2条 学校体育施設の開放に関する事務は、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して、学校体育施設の開放を行う学校(以下「開放学校」という。)の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(平18教委規則36・一部改正)

(運営協議会)

第3条 教育委員会は、開放学校に運営協議会を置くことができる。

(平18教委規則36・旧第4条繰上)

(学校開放の日時)

第4条 学校体育施設の開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において学校教育上又は開放事業の運営上必要と認めるときは、教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

(平18教委規則36・旧第5条繰上・一部改正)

(利用者の範囲)

第5条 開放学校の体育施設を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者が構成する10人以上の団体で構成者に監督者としての成人を含むもの

(2) 開放学校の体育施設区内に在住する幼児。ただし、保護者の付添いがある者に限る。

(3) 開放学校の体育施設区内に在住する児童、生徒

(平18教委規則36・旧第6条繰上・一部改正)

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限することができる。

(1) 学校教育上支障があるとき。

(2) 公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するとき。

(3) 専ら私的営利を目的とするとき。

(4) 政治団体その他特殊の団体において利用するとき。

(5) 学校施設を損傷する等その管理上支障あるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上支障があると認めるとき。

(平18教委規則36・旧第7条繰上・一部改正)

(利用者の弁償責任)

第7条 利用者は、学校施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平18教委規則36・旧第8条繰上)

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学校体育施設の開放に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平18教委規則36・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の唐津市立学校体育施設の開放に関する規則(昭和51年唐津市教育委員会規則第7号)、厳木町立小・中学校体育館使用規程(昭和59年厳木町教育委員会規則第3

号)、相知町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和49年相知町教育委員会規則第10号)、北波多村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和61年北波多村教育委員会規則第9号)又は鎮西町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則(昭和50年鎮西町教育委員会規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年教委規則第36号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(平18教委規則36・一部改正)

開放の種類	開放する日	開放する時間
スポーツ開放	平日	午後5時30分から午後9時30分まで
	土曜日	午前9時から午後9時30分まで
	日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日	午前9時から午後8時まで

**議案第4号**

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則制定について

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則を別紙のように制定するものとする。

令和5年1月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原 宣 康

提案理由 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に伴い制定するもの。



## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則

### 2 制定理由

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に伴い制定するもの

### 3 規則案の内容

別紙のとおり

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、唐津市立学校体育施設の開放に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会及び校長の責任)

**第2条** 学校体育施設の開放に関する事務は、唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して、学校体育施設を開放する唐津市立小学校及び中学校（以下「開放学校」という。）の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(開放学校及び施設)

**第3条** 開放学校及び施設は、別表のとおりとする。

(学校開放の日時)

**第4条** 学校体育施設の開放の日時は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において学校教育上又は開放事業の運営上必要と認めるときは、教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

(使用許可の申請)

**第5条** 開放学校の体育施設を使用しようとする者は、学校体育施設利用許可申請書（第1号様式）を利用日前までに提出しなければならない。

2 次に掲げる学校体育施設を利用するものは、利用券（第2号様式）を購入し、学校体育施設利用後に、使用した金額分の利用券を係員に提出するものとする。

(1) 唐津市立小中学校の屋内運動場

(2) 唐津市立小中学校の剣道場

(許可書の交付)

**第6条** 教育委員会は、前条第1項の使用を許可したときは、学校体育施設利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用時間及び使用料の取扱い)

**第7条** 開放学校の利用時間及び使用料取扱いは次のとおりとする。

(1) 利用時間には、準備及び利用後の整理、原状回復等に要する時間を含むものとする。

(2) 使用料については、利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

(利用者の遵守事項)

**第8条** 学校体育施設の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用許可を受けた学校体育施設以外の学校施設にみだりに立ち入らないこと。

(2) 学校敷地内で火気の使用や喫煙をしないこと。

(3) 学校体育施設等の使用を終えたときは、直ちに清掃し、原状に回復すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会や当該開放校の校長が指示した事項  
(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、学校体育施設の開放に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規則の公布日以降においては、この規則の施行日前においても、同日以後の利用についての許可することができる。

別表（第3条関係）

開放学校名	開放施設
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 巖木中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	屋内運動場
浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	剣道場
東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 巖木小学校 簗木小学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 入野小学校 納所小学校 田野小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 巖木中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校	屋外運動場
浜玉中学校 巖木中学校	テニスコート

別表 2 (第 4 条関係)

開放の種類	開放する日	開放する時間
スポーツ開放 (屋内運動場) (剣道場) (屋外運動場) (テニスコート)	平日	午後 5 時 3 0 分から 午後 9 時 3 0 分まで
	土曜日	午前 8 時から 午後 9 時 3 0 分まで
	日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日	午前 8 時から 午後 9 時 3 0 分まで

※相撲場については屋外運動場の一部とするもの。

様式第1号 (第5条関係)

学校体育施設利用許可申請書

年 月 日

様

申請者 団体名  
 代表者住所  
 代表者氏名  
 連絡先 (TEL)  
 (FAX)

次のとおり学校体育施設を利用したいので、許可くださるよう申請します。

利用施設名	学校	<input type="checkbox"/> 屋内運動場【2面・1面】 <input type="checkbox"/> 剣道場 <input type="checkbox"/> 屋外運動場【全面・片面】 <input type="checkbox"/> テニスコート	
利用者の範囲	一般・中学生以下	利用者の 予定人数	人(1回あたり) (うち監督・コーチ 人)
利用目的			
利用希望 期日及び時間	<input type="checkbox"/> 期日【毎週( 曜日)・毎月(第 曜日)】 年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで( 時間)		
	<input type="checkbox"/> 期日【毎週( 曜日)・毎月(第 曜日)】 年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで( 時間)		
	<input type="checkbox"/> 期日【毎週( 曜日)・毎月(第 曜日)】 年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで( 時間)		
備考			

太枠部分のみ記入してください。

学校体育施設利用許可書

上記学校体育施設利用について

- 許可します。(使用料は、唐津市立学校体育施設の開放に関する条例に基づく。)  
許可しません。(理由)

年 月 日

印

様式第2号（第5条関係）

表紙

No. _____
唐津市立学校体育施設 利用券 円（10枚つづり） 領収金額 円 唐津市教育委員会

本紙

No. _____	No. _____
唐津市立学校体育施設 利用券 円	唐津市立学校体育施設 利用券 円
この券をもって領収書に代えます。	唐津市教育委員会
唐津市教育委員会	

## 議案第5号

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を  
改正する規則制定について

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和5年1月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に伴い改正するもの。



## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

### 2 改正理由

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例制定に伴い改正するもの

### 3 改正の内容

- (1) 第2条の表中右欄に「及び市民センター産業・教育課の職員」を加えるもの。
- (2) 同条に次の1項を加えるもの。

「2 前項の規定により補助職員に委任する事務については、補助職員に専決させることができる。」
- (3) 第3条中「前条」の次に「第1項」を加えるもの。

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を  
改正する規則

第2条の表唐津市立学校体育施設の開放に関すること。の項中「職員」の次に  
「及び市民センター産業・教育課の職員」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により補助職員に委任する事務については、補助職員に専決させる  
ことができる。

第3条中「前条」の次に「第1項」を加える。

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第 5 号参考資料

### 唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行									
<p>(委任事項)</p> <p><b>第 2 条</b> 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる市長の補助機関たる職員（以下「補助職員」という。）に委任する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委任事務</th> <th>補助職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐津市立学校体育施設の開放に関すること。</td> <td>スポーツ局の職員及び市民センター産業・教育課の職員</td> </tr> </tbody> </table>		委任事務	補助職員	唐津市立学校体育施設の開放に関すること。	スポーツ局の職員及び市民センター産業・教育課の職員	<p>(委任事項)</p> <p><b>第 2 条</b> 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を同表右欄に掲げる市長の補助機関たる職員（以下「補助職員」という。）に委任する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委任事務</th> <th>補助職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>唐津市立学校体育施設の開放に関すること。</td> <td>スポーツ局の職員_____</td> </tr> </tbody> </table>		委任事務	補助職員	唐津市立学校体育施設の開放に関すること。	スポーツ局の職員_____
委任事務	補助職員										
唐津市立学校体育施設の開放に関すること。	スポーツ局の職員及び市民センター産業・教育課の職員										
委任事務	補助職員										
唐津市立学校体育施設の開放に関すること。	スポーツ局の職員_____										
<p>2 前項の規定により補助職員に委任する事務については、補助職員に専決させることができる。</p> <p>(権限委任の留保)</p> <p><b>第 3 条</b> 教育委員会は、特に必要があると認められるときは、市長と協議をして前条第 1 項の規定により委任した事務を自ら行うことができるものとする。</p>		<p>_____</p> <p>(権限委任の留保)</p> <p><b>第 3 条</b> 教育委員会は、特に必要があると認められるときは、市長と協議をして前条_____の規定により委任した事務を自ら行うことができるものとする。</p>									

## ○唐津市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

平成24年3月27日  
教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第180条の7](#)の規定に基づき、他の法令に定めるものを除き、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務(以下「事務」という。)の委任について、別に定めのあるものを除き必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 教育委員会は、[地方教育行政の組織及び運営に関する法律\(昭和31年法律第162号\)第21条](#)に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、[次の表](#)の左欄に掲げる事務を[同表](#)右欄に掲げる市長の補助機関たる職員(以下「補助職員」という。)に委任する。

委任事務	補助職員
唐津市立学校体育施設の開放に関すること。	スポーツ局の職員

(平25教委規則6・平27教委規則6・平28教委規則2・平30教委規則4・令4教委規則9・一部改正)

(権限委任の留保)

第3条 教育委員会は、特に必要があると認められるときは、市長と協議をして[前条](#)の規定により委任した事務を自ら行うことができるものとする。

(協議)

第4条 補助職員は、委任に係る事項についてこれを執行する場合、特に重要な事項については、教育委員会に協議しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長と協議して別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年教委規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年教委規則第4号)

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規則第9号)

この規則は、令和4年6月23日から施行する。

## 議案第6号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のように制定するものとする。

令和5年1月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市勤労青少年ホームの廃止に伴い制定するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

### 2 改正理由

唐津市勤労青少年ホームの廃止に伴い制定するもの

### 3 改正内容

唐津市勤労青少年ホームの廃止について、令和5年1月26日とするもの

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

唐津市条例の廃止に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第22号）の施行期日は、令和5年1月26日とする。

## 議案第7号

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程制定について

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を別紙のように制定するものとする。

令和5年1月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 唐津市事務決裁規程（平成17年規程第10号）の改正に伴い、教育部長等が専決できる事項を改め、合わせて字句の整理を行うものである。



# 規 程 案 の 概 要

## 1 規程案の題名

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

## 2 改正理由

唐津市事務決裁規程（平成17年規程第10号）の改正に伴い、教育部長等が専決できる事項を改め、合わせて字句の整理を行うもの。

## 3 改正内容

- (1) 別表第1中、教育部長が専決できる事項に「育児休業及び部分休業に関すること。」、「職務専念義務の免除に関すること。」、「営利企業等の従事制限の許可に関すること。」、「会計年度任用職員の雇用に関すること。」、「安全衛生に関すること。」及び「定例的な告示を要しない要綱の制定又は改廃に関すること。」を、また、市民センター長が専決できる事項に「育児休業及び部分休業に関すること。」、「職務専念義務の免除に関すること。」、「営利企業等の従事制限の許可に関すること。」及び「定例的な告示を要しない要綱の制定又は改廃に関すること。」を新たに追加する。
- (2) 別表第2中、「学校共同事務室長」を「学校運営支援室長」に、また、「学校共同事務室員」を「学校運営支援室員」に改める。
- (3) 字・句の整理を行う。

## 4 施行期日

令和5年1月26日から施行する。

唐津市教育委員会規程第 号

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月 日

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部を改正する規程

唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程（平成17年教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

教育部長が専決できる事項
1 市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関する事
2 教育副部長及び課長等の6泊7日以内の旅行命令に関する事
3 副課長以下の職員の7泊8日以上旅行命令及び外国への旅行命令に関する事
4 教育副部長及び課長等の週休日等の勤務命令に関する事
5 教育副部長及び課長等の休暇に関する事
6 副課長以下の職員の3日を越え1月未満の休暇に関する事
7 教育副部長及び課長等の事務引継ぎに関する事
8 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関する事
9 名義後援に関する事
10 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事（軽易なものを除く。）
11 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護

- 条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。
- 1 2 部内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関すること。
  - 1 3 広報及び刊行物の編集発行に関すること（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。
  - 1 4 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関すること（新規のものを除く。）。
  - 1 5 軽易な協定、覚書等に関すること。
  - 1 6 物品の供用管理に係る調整に関すること。
  - 1 7 不用品の処分に関すること。
  - 1 8 教育委員会事務局の事務・事業の執行管理に関すること。
  - 1 9 教育委員会事務局の事務・事業の調整に関すること。
  - 2 0 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関すること。
  - 2 1 所管に属する諸団体との連絡調整に関すること。
  - 2 2 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関すること。
  - 2 3 都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること。
  - 2 4 学校教職員の恩給及び退職手当並びに共済組合等に関すること。
  - 2 5 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関すること。
  - 2 6 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関すること。
  - 2 7 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は簡易な事項に関すること。

を

「

教育部長が専決できる事項

- 1 市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関すること。

- 2 教育副部長及び課長等の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 3 副課長以下の職員の7泊8日以上旅行命令及び外国への旅行命令に関する事。
- 4 教育副部長及び課長等の週休日等の勤務命令に関する事。
- 5 教育副部長及び課長等の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員の3日を越え1月未満の休暇に関する事。
- 7 育児休業及び部分休業に関する事。
- 8 職務専念義務の免除に関する事。
- 9 営利企業等の従事制限の許可に関する事。
- 10 教育副部長及び課長等の事務引継に関する事。
- 11 会計年度任用職員の雇用に関する事。
- 12 安全衛生に関する事。
- 13 定例的な告示を要しない要綱の制定又は改廃に関する事。
- 14 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関する事。
- 15 名義後援に関する事。
- 16 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事（軽易なものを除く。）。
- 17 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関する事。
- 18 部内で対応可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事。
- 19 広報及び刊行物の編集発行に関する事（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。
- 20 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事（新規のものを除く。）。
- 21 軽易な協定、覚書等に関する事。
- 22 物品の供用管理に係る調整に関する事。
- 23 不用品の処分に関する事。

- 24 教育委員会事務局の事務・事業の執行管理に関する事。
- 25 教育委員会事務局の事務・事業の調整に関する事。
- 26 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事。
- 27 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事。
- 28 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- 29 都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関する事。
- 30 学校教職員の恩給及び退職手当並びに共済組合等に関する事。
- 31 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事。
- 32 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事。
- 33 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は簡易な事項に関する事。

に、

「

#### 市民センター長が専決できる事項

- 1 市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関する事。
- 2 課長等の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 3 副課長以下の職員の7泊8日以上旅行命令及び外国への旅行命令に関する事。
- 4 課長等の週休日等の勤務命令に関する事。
- 5 課長等の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員の3日を越え1月未満の休暇に関する事。
- 7 課長等の事務引継ぎに関する事。
- 8 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関する事。
- 9 名義後援に関する事。

- 1 0 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事（軽易なものを除く。）。
- 1 1 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関する事。
- 1 2 市民センター内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事。
- 1 3 広報及び刊行物の編集発行に関する事（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。
- 1 4 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事（新規のものを除く。）。
- 1 5 軽易な協定、覚書等に関する事。
- 1 6 物品の供用管理に係る調整に関する事。
- 1 7 不用品の処分に関する事。
- 1 8 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の執行管理に関する事。
- 1 9 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の調整に関する事。
- 2 0 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事。
- 2 1 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事。
- 2 2 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- 2 3 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事。
- 2 4 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事。
- 2 5 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は軽易な事項に関する事。

を

「

市民センター長が専決できる事項

- 1 市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関する事。
- 2 課長等の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 3 副課長以下の職員の7泊8日以上旅行命令及び外国への旅行命令に関する事。
- 4 課長等の週休日等の勤務命令に関する事。
- 5 課長等の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員の3日を越え1月未満の休暇に関する事。
- 7 育児休業及び部分休業に関する事。
- 8 職務専念義務の免除に関する事。
- 9 営利企業等の従事制限の許可に関する事。
- 10 課長等の事務引継に関する事。
- 11 定例的な告示を要しない要綱の制定又は改廃に関する事。
- 12 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関する事。
- 13 名義後援に関する事。
- 14 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事（軽易なものを除く。）。
- 15 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関する事。
- 16 市民センター内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事。
- 17 広報及び刊行物の編集発行に関する事（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。
- 18 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事（新規のものを除く。）。
- 19 軽易な協定、覚書等に関する事。
- 20 物品の供用管理に係る調整に関する事。

- |   |
|---|
| <p>2 1 不用品の処分に関する事。</p> <p>2 2 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の執行管理に関する事。</p> <p>2 3 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の調整に関する事。</p> <p>2 4 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事。</p> <p>2 5 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事。</p> <p>2 6 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。</p> <p>2 7 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事。</p> <p>2 8 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事。</p> <p>2 9 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は軽易な事項に関する事。</p> |
|---|

に、

「

課長等が専決できる事項	
1	副課長以下の職員の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
2	旅行依頼に関する事。
3	副課長以下の職員の週休日等の勤務命令に関する事。
4	時間外勤務命令に関する事。
5	副課長以下の職員の3日以下の休暇に関する事。
6	副課長以下の職員の事務引継ぎに関する事。
7	職員等への貸与品の貸与に関する事。
8	軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。
9	所掌事務に係る証明に関する事。
10	軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事。



- 1 1 施設の利用許可に関する事。
- 1 2 所管施設の維持管理に関する事。
- 1 3 税外収入の納入通知に関する事。
- 1 4 歳計外現金に関する事。
- 1 5 物品の検収に関する事。
- 1 6 課内の事務・事業の執行管理に関する事。
- 1 7 課内の事務・事業の調整に関する事。
- 1 8 配置職員の事務分掌の決定に関する事。
- 1 9 庁用自動車の管理に関する事。
- 2 0 小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関する事。
- 2 1 所管に属する市民の諸団体の育成に関する事。

を

「

課長等が専決できる事項

- 1 副課長以下の職員の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 2 旅行依頼に関する事。
- 3 副課長以下の職員の週休日等の勤務命令に関する事。
- 4 時間外勤務命令に関する事。
- 5 副課長以下の職員の3日以下の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員の事務引継に関する事。
- 7 職員等への貸与品の貸与に関する事。
- 8 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。
- 9 所掌事務に係る証明に関する事。
- 1 0 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事。
- 1 1 施設の利用許可に関する事。
- 1 2 所管施設の維持管理に関する事。

- |     |                               |
|-----|-------------------------------|
| 1 3 | 税外収入の納入通知に関すること。              |
| 1 4 | 歳計外現金に関すること。                  |
| 1 5 | 物品の検収に関すること。                  |
| 1 6 | 課内の事務・事業の執行管理に関すること。          |
| 1 7 | 課内の事務・事業の調整に関すること。            |
| 1 8 | 配置職員の事務分掌の決定に関すること。           |
| 1 9 | 庁用自動車の管理に関すること。               |
| 2 0 | 小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関すること。 |
| 2 1 | 所管に属する市民の諸団体の育成に関すること。        |

に改める。

別表第2中「事務引継ぎ」を「事務引継」に、「学校共同事務室長」を「学校運営支援室長」に、「学校共同事務室員」を「学校運営支援室員」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和5年1月26日から施行する。

# 議案第7号参考資料

## 唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
別表第1（第3条、第5条関係） 専決事項	別表第1（第3条、第5条関係） 専決事項
教育部長が専決できる事項	教育部長が専決できる事項
1～6 略	1～6 略
7 育児休業及び部分休業に関すること。	
8 職務専念義務の免除に関すること。	
9 営利企業等の従事制限の許可に関すること。	
10 教育副部長及び課長等の事務引継ぎに関すること。	7 教育副部長及び課長等の事務引継ぎに関すること。
11 会計年度任用職員の雇用に関すること。	
12 安全衛生に関すること。	
13 定例的な告示を要しない要綱の制定又は改廃に関すること。	
14 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関すること。	8 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関すること。
15 名義後援に関すること。	9 名義後援に関すること。
16 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関すること（軽易なものを除く。）。	10 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関すること（軽易なものを除く。）。
17 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。	11 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等に関すること。
18 部内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関すること。	12 部内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関すること。
19 広報及び刊行物の編集発行に関すること（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。	13 広報及び刊行物の編集発行に関すること（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）。
20 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関すること（新規のものを除く。）。	14 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関すること（新規のものを除く。）。
21 軽易な協定、覚書等に関すること。	15 軽易な協定、覚書等に関すること。

2.2 物品の供用管理に係る調整に関する事。	1.6 物品の供用管理に係る調整に関する事。
2.3 不用品の処分に關する事。	1.7 不用品の処分に關する事。
2.4 教育委員会事務局の事務・事業の執行管理に關する事。	1.8 教育委員会事務局の事務・事業の執行管理に關する事。
2.5 教育委員会事務局の事務・事業の調整に關する事。	1.9 教育委員会事務局の事務・事業の調整に關する事。
2.6 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に關する事。	2.0 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に關する事。
2.7 所管に属する諸団体との連絡調整に關する事。	2.1 所管に属する諸団体との連絡調整に關する事。
2.8 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に關する事。	2.2 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に關する事。
2.9 都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に關する事。	2.3 都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に關する事。
3.0 学校教職員の恩給及び退職手当並びに共済組合等に關する事。	2.4 学校教職員の恩給及び退職手当並びに共済組合等に關する事。
3.1 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に關する事。	2.5 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に關する事。
3.2 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に關する事。	2.6 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に關する事。
3.3 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は簡易な事項に關する事。	2.7 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は簡易な事項に關する事。
市民センター長が専決できる事項	市民センター長が専決できる事項
1～6 略	1～6 略
7 育児休業及び部分休業に關する事。	
8 職務専念義務の免除に關する事。	
9 営利企業等の従事制限の許可に關する事。	
1.0 課長等の事務引継に關する事。	7 課長等の事務引継ぎに關する事。
1.1 定例的な告示を要しない要綱の制定又は改廢に關する事。	
1.2 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に關する事。	8 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に關する事。
1.3 名義後援に關する事。	9 名義後援に關する事。
1.4 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に關する事（輕易なものを除く。）。	1.0 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に關する事（輕易なものを除く。）。
1.5 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例	1.1 唐津市情報公開条例に基づく公文書の開示等及び唐津市個人情報保護条例

に基づく保有個人情報の開示等に関する事

1.6 市民センター内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事

1.7 広報及び刊行物の編集発行に関する事（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）

1.8 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事（新規のものを除く。）

1.9 軽易な協定、覚書等に関する事

2.0 物品の供用管理に係る調整に関する事

2.1 不用品の処分に関する事

2.2 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の執行管理に関する事

2.3 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の調整に関する事

2.4 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事

2.5 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事

2.6 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事

2.7 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事

2.8 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事

2.9 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は軽易な事項に関する事

課長等が専決できる事項

1～5 略

6 副課長以下の職員の事務引継に関する事

7～21 略

に基づく保有個人情報の開示等に関する事

1.2 市民センター内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事

1.3 広報及び刊行物の編集発行に関する事（重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。）

1.4 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事（新規のものを除く。）

1.5 軽易な協定、覚書等に関する事

1.6 物品の供用管理に係る調整に関する事

1.7 不用品の処分に関する事

1.8 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の執行管理に関する事

1.9 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の調整に関する事

2.0 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事

2.1 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事

2.2 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事

2.3 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事

2.4 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事

2.5 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は軽易な事項に関する事

課長等が専決できる事項

1～5 略

6 副課長以下の職員の事務引継ぎに関する事

7～21 略

別表第 2 (第 3 条関係)

専決事項

小学校長及び中学校長が専決できる事項

1～4 略

5 職員の事務引継に関すること。

6 略

統括事務長又は事務長である学校運営支援室長が専決できる事項

1～6 略

7 共同実施業務に係る学校運営支援室員の旅行命令、時間外勤務命令に関する  
こと。

別表第 2 (第 3 条関係)

専決事項

小学校長及び中学校長が専決できる事項

1～4 略

5 職員の事務引継ぎに関すること。

6 略

統括事務長又は事務長である学校共同事務室長が専決できる事項

1～4 略

7 共同実施業務に係る学校共同事務室員の旅行命令、時間外勤務命令に関する  
こと。

## ○唐津市教育委員会教育部長等事務専決及び代決規程

平成17年1月1日  
教育委員会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、唐津市教育委員会の事務の迅速な処理と責任の明確を期するため、教育長の権限に属する事務であって、別に定めのあるものを除くほか、教育部長等が専決及び代決できる事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 教育長の権限に属する事務の一部を教育部長、市民センター長及び課長等が、その責任において常時決裁すること。
- (2) 代決 教育長又は専決することができる者(以下「専決権者」という。)が不在のとき、その決裁すべき事務を認められた範囲内で、一時的に教育長又は当該専決権者に代わり決裁することをいう。
- (3) 市民センター長 浜玉市民センター長、巖木市民センター長、相知市民センター長、北波多市民センター長、肥前市民センター長、鎮西市民センター長、呼子市民センター長及び七山市民センター長をいう。
- (4) 課長等 唐津市教育委員会事務局組織規則(平成17年教育委員会規則第7号)に定める課長をいう。

(平18教委規程1・平24教委規程1・平27教委規程2・一部改正)

(専決事項)

第3条 教育部長、市民センター長及び課長等が専決できる事項は、別表第1のとおりとする。

2 市立の小学校長、中学校長及び統括事務長又は事務長である学校運営支援室長が専決できる事項は、別表第2のとおりとする。

(平23教委規程1・平27教委規程2・令3教委規程3・令4教委規程1・一部改正)

(代決)

第4条 教育長が決裁すべき事務について、教育長が不在のときは、教育部長がその事務を代決することができる。

2 教育部長が専決できる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

- (1) 教育部長が不在のとき 参事(部長相当職)
- (2) 教育部長及び参事(部長相当職)がともに不在のとき 教育副部長
- (3) 教育部長、参事(部長相当職)及び教育副部長がいずれも不在のとき 課長等

3 市民センター長が専決できる事務について、市民センター長が不在のときは産業・教育課長がその事務を代決することができる。

4 課長等が専決できる事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者がその事務を代決することができる。

- (1) 課長等が不在のとき 参事(課長相当職)
- (2) 課長等及び参事(課長相当職)がともに不在のとき 副課長
- (3) 課長等、参事(課長相当職)及び副課長がいずれも不在のとき 係長

(平22教委規程2・平27教委規程2・平30教委規程1・平31教委規程1・一部改正)

(軽易な事務の処理)

第5条 別表第1に定めのない事項であって軽易なものは、教育部長、市民センター長及び課長等においてそれぞれ処理することができる。

(平27教委規程2・一部改正)

(重要異例事項に関する特例)

第6条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、重要又は異例に属する事項については、あらかじめ処理の方針を指示されたもの又は特に急を要するもののほかは、専決又は代決をすることができない。

(後関)

第7条 代決した事項については、速やかに上司に後関を受け、又は報告しなければならない。

(平30教委規程1・全改)

(合議等)

第8条 合議は、決裁事項及び専決事項に関係を有する他の部署に対し、同意の意思表示を求める場合

にのみ行うものとする。

- 2 合議にあたっては、決裁事項及び専決事項に係る意思決定に必要な職員のみを対象とし、事務の効率化を図らなければならない。

(平30教委規程1・追加)

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年教委規程第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規程第2号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年教委規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年教委規程第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年教委規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年教委規程第1号)

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則(平成31年教委規程第1号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年教委規程第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教委規程第1号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第3条、第5条関係)

(平30教委規程1・全改、令3教委規程3・一部改正)

専決事項

#### 教育部長が専決できる事項

- 1 市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関する事。
- 2 教育副部長及び課長等の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 3 副課長以下の職員の7泊8日以上旅行命令及び外国への旅行命令に関する事。
- 4 教育副部長及び課長等の週休日等の勤務命令に関する事。
- 5 教育副部長及び課長等の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員の3日を越え1月未満の休暇に関する事。
- 7 教育副部長及び課長等の事務引継ぎに関する事。
- 8 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関する事。
- 9 名義後援に関する事。
- 10 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事(軽易なものを除く。)
- 11 [唐津市情報公開条例](#)に基づく公文書の開示等及び[唐津市個人情報保護条例](#)に基づく保有個人情報の開示等に関する事。
- 12 部内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事。
- 13 広報及び刊行物の編集発行に関する事(重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。)
- 14 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事(新規のものを除く。)
- 15 軽易な協定、覚書等に関する事。
- 16 物品の供用管理に係る調整に関する事。
- 17 不用品の処分に関する事。
- 18 教育委員会事務局の事務・事業の執行管理に関する事。
- 19 教育委員会事務局の事務・事業の調整に関する事。
- 20 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事。
- 21 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事。



- 22 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- 23 都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関する事。
- 24 学校教職員の恩給及び退職手当並びに共済組合等に関する事。
- 25 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事。
- 26 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事。
- 27 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は簡易な事項に関する事。

## 市民センター長が専決できる事項

- 1 市議会の議案に関連し配付する資料のうち軽易なものに関する事。
- 2 課長等の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 3 副課長以下の職員の7泊8日以上旅行命令及び外国への旅行命令に関する事。
- 4 課長等の週休日等の勤務命令に関する事。
- 5 課長等の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員の3日を越え1月未満の休暇に関する事。
- 7 課長等の事務引継ぎに関する事。
- 8 定例的な告示、公告、公表その他の公示の決定に関する事。
- 9 名義後援に関する事。
- 10 通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事(軽易なものを除く。)
- 11 [唐津市情報公開条例](#)に基づく公文書の開示等及び[唐津市個人情報保護条例](#)に基づく保有個人情報の開示等に関する事。
- 12 市民センター内で対応が可能な陳情書、要望書等の提出及び処理に関する事。
- 13 広報及び刊行物の編集発行に関する事(重要なもの及び軽易又は定例的なものを除く。)
- 14 財産の1年以内の貸付け及び使用許可に関する事(新規のものを除く。)
- 15 軽易な協定、覚書等に関する事。
- 16 物品の供用管理に係る調整に関する事。
- 17 不用品の処分に関する事。
- 18 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の執行管理に関する事。
- 19 市民センターの教育委員会事務局内の事務・事業の調整に関する事。
- 20 定例の講習会、講演会、協議会その他これらに準じる諸集会及び行事の開催に関する事。
- 21 所管に属する諸団体との連絡調整に関する事。
- 22 附属機関の委員その他の構成員の旅行命令に関する事。
- 23 学校教職員及び児童・生徒の保健衛生に関する事。
- 24 国・県に対する補助事業等の実施協議及び進捗状況等の報告に関する事。
- 25 前各号に掲げるもののほか、課長等の専決に該当しない定例又は軽易な事項に関する事。

## 課長等が専決できる事項

- 1 副課長以下の職員の6泊7日以内の旅行命令に関する事。
- 2 旅行依頼に関する事。
- 3 副課長以下の職員の週休日等の勤務命令に関する事。
- 4 時間外勤務命令に関する事。
- 5 副課長以下の職員の3日以下の休暇に関する事。
- 6 副課長以下の職員事務引継ぎに関する事。
- 7 職員等への貸与品の貸与に関する事。
- 8 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事。
- 9 所掌事務に係る証明に関する事。
- 10 軽易又は定例的な広報及び刊行物の編集発行に関する事。
- 11 施設の利用許可に関する事。
- 12 所管施設の維持管理に関する事。
- 13 税外収入の納入通知に関する事。
- 14 歳計外現金に関する事。
- 15 物品の検収に関する事。
- 16 課内の事務・事業の執行管理に関する事。
- 17 課内の事務・事業の調整に関する事。
- 18 配置職員の事務分掌の決定に関する事。
- 19 庁用自動車の管理に関する事。
- 20 小学校及び中学校の転入学及び通学区域外の入学に関する事。
- 21 所管に属する市民の諸団体の育成に関する事。

## 別表第2(第3条関係)

(平23教委規程1・全改、令3教委規程3・一部改正)

## 専決事項

## 小学校長及び中学校長が専決できる事項

- 1 市費配置職員の日帰りの旅行命令に関する事。
- 2 市費配置職員の3日以下の休暇に関する事。

- |  |
|--|
| 3 軽易な通知、報告、照会、回答、申請、進達等に関する事<br>4 所掌事務に係る軽易な証明に関する事<br>5 職員の事務引継ぎに関する事<br>6 物品の検収に関する事 |
|--|

統括事務長又は事務長である学校共同事務室長が専決できる事項
-------------------------------

- |  |
|--|
| 1 物品の供用及び出納通知に関する事<br>2 事務処理に関する調査の実施及び資料の収集に関する事<br>3 共同実施業務に関する事<br>4 共同実施業務に関する事務の調整に関する事<br>5 共同実施業務に関する照会、回答に関する事<br>6 共同実施業務のうち設備の管理に関する事<br>7 共同実施業務に係る学校共同事務室員の旅行命令、時間外勤務命令に関する事 |
|--|